

滝田やすひこ

都政報告レポート（2017年秋号）



- 1982年6月生まれ、35歳。
- 東京大学大学院 工学系研究科 修了
都市工学専攻修士（国際都市計画・地域計画）
- 総合商社 食料部門にて穀物・製菓・乳製品を担当
海外研修員として、ドイツに留学・駐在
- 2017年7月 都議会議員に選出

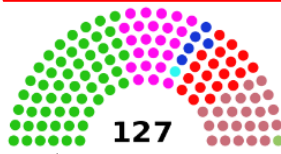
【都議会・都政の紹介】

ここでは、都議会の基本を解説しながら、議会や議員のあり方について考察していきます。理科系政治家としてできるだけ数字を交えます。今回は入門編、都議会の役割を紹介します。

① 都議会の構成

▶ 女性都議の割合：**28%**
（都民F 32%/公明13%/自民5%/共産68%）

▶ 平均年齢：**49.2歳**
（27歳～70歳）



都民F: 53人 公明: 23人
自民: 22人 共産: 19人
他: 10人 合計127人

▶ 二元代表制

都議会（議員）と知事は独立対等な立場で、それぞれが選挙で直接選ばれます。相互の牽制と調和があることが公正な行政に必要です。

「知事のイエスマン」ではありません。個々の政治家としての力量や信条を基に、建設的な議論を進めます。都民全体の代表かつ地域代表としての役割も重要。

▶ 「議員提案の政策条例＝立法機能」

行政機関（知事提案）の条例を審議するだけでなく、議員側から政策条例を提案する機能があります。これまでの都議会は、過去25年で1本しか成立できませんでした。

議員が政策立案力を磨き、行政と政策競争をする。行政に健全なプレッシャーをかけて、改革のスピードを上げていきます。

割合が全てではありません。しかし、世代や性別等、様々な立場の代表が集うことは、健全・公平な議論、多様な新しい視点での議論を進める土台になります。

② 都議会の役割

▶ 「議決機関＝行政のチェック機能」

議案を審議し決定します。行政機関（知事と都庁）の事業執行上、「予算・条例制定・契約締結（9億円超）・主要人事」などが議会審議を必要とします。

【都政ニュース（7/23-11/20）】

ここでは、都議会の活動を時系列で紹介します。

● 7月23日： 都議任期4年間の開始

● 8月8日： 臨時議会

- ・議長 尾崎大介（都民F）と副議長を選任
- ・9つの常任委員会とオリパラ特別委員会の委員を決定。

● 8月28日－9月5日： 臨時議会

- ・経済・港湾委員会にて「市場移転問題」を集中審議。
- ・豊洲への移転を前に進めるため、追加安全対策の費用を補正予算で可決。

● 9月20日－10月5日： 本会議・委員会審議

- ・代表質問・一般質問にて、知事及び都庁幹部の施政運営・方針を確認。
- ・滝田は、都市整備委員会で「移転後の築地再開発」や各都市計画案件を審議。「新国立競技場」・「八王子物流拠点」を担当。
- ・厚生委員会では、「子どもを受動喫煙から守る条例」を審議。本会議で可決成立。

● 10月11日－11月20日： 決算委員会（※前年度の各局、各公営企業の決算結果を集中審議）

- ・滝田は、第3分科会で産業労働局・環境局・建設局・都市整備局の各局決算を審議。主に建設局分を担当。

● 11月7日－11月9日： 事務事業質疑（※年に一度、各委員会にて各局の全事業内容を集中審議）

- ・滝田は、都市整備委員会で「都市づくりのグランドデザイン」・「地下鉄のサービス一元化」・「地下鉄駅空間の質的向上」
「選手村での水素エネルギー活用と新交通BRTの整備」・「自動運転車時代の都市像」に関して質疑。

滝田は都市整備委員会に決定
専門を活かします！



【議員提案の政策条例 第一弾の実現】

こちらでは、条例など重要な政策進捗について紹介します。

議員提案の政策条例「子どもを受動喫煙から守る条例」を提案・可決。

(賛成多数で成立、都議会自民党のみ反対)

一步前進。都議会では議員提案の政策条例は、過去25年で1本しか成立できていませんでした。



条例概要:

- ・家庭室内や車中など、子どもと同室の空間では喫煙をしないように努めること
- ・保護者は、受動喫煙防止の措置が取られていない場所に子どもを立ち入らせないように努めること
- ・公園・学校・児童福祉施設・小児病院などの周辺において、受動喫煙防止に努めること

「自らの意思で受動喫煙を避けることのできない、子ども達を守る環境を整えることは社会の責務と考える」

□ 受動喫煙の問題点:

乳幼児突然死症候群・喘息・肺がんのリスクを高めるなど、健康への悪影響が明確となっている。喫煙そのものは個人の自由であるが、周囲への影響、特に自身の意思で受動喫煙を避けることのできない子ども達を守ることは必要。

□ 海外の動き:

WHO(世界保健機構)は日本の受動喫煙防止対策は世界最低水準と評価。国際オリンピック委員会は「たばこの無い五輪」を推進。08年の北京五輪から18年の平昌五輪まで全ての開催国が、罰則の伴う法規制を実施している。

□ 今後の課題:

今回の条例は第一歩に過ぎない。進みの遅い政府の対策に先んじて、東京都として先行議論していく。

飲食店などでの受動喫煙防止対策を講じ、施設管理者や喫煙者に対して、罰則規定を設けることも検討に入っている。都として、10月にパブリックコメントを実施した段階。

【豊洲・築地市場に関する審議】

こちらでは、最重要課題である市場問題の進捗を報告します。

豊洲移転を進めるため、追加安全対策の費用を補正予算で可決。

(都議会自民党含む賛成多数)

盛り土が無いため平成22年に行政・議会が約束した土壌・地下水の「無害化」条件の達成は不能となり、「地上部分の科学的安全性」を根拠とした安全対策に、今回議会として切り替えたこととなります。政治家として、都議会として、「責任の重い決断」です。

3つの基本方針 6月知事発表骨子

- ・築地市場は5年後を目途に再開発する。環状2号線を五輪前に開通させ、五輪用の輸送拠点として活用。その後、「食のテーマパーク」機能を有する新たなまちづくりの拠点を整備する
- ・豊洲新市場は、冷凍・冷蔵・物流・加工等の機能を強化し、将来にわたる総合物流拠点とする。
- ・事業者及び都民とのオープンな場を設け、広く情報公開しながら検討。信頼回復に徹底的に努力する。

□ 補正予算:

- ・専門家会議に基づく追加対策工事費用: 30億円
- ・豊洲市場開場の準備経費: 25億円
(造作工事、引越、習熟訓練、風評対策費)
- ・豊洲市場の使い勝手の改善工事: 0.1億円
- ・築地再開発に向けた検討費用: 0.2億円

□ 過去経緯

昭和10年 築地開場 昭和63年 再整備基本計画
平成13年「移転」に計画を見直し
平成22年「無害化」を条件に移転決定
平成24年 工事着工(平成28年11月開場目標)
平成28年「盛り土」が無いこと等が発覚、移転延期

「豊洲市場の追加安全対策を確実・迅速に実施することが移転への第一歩」市場関係の皆さまへの丁寧な対応を求めると共に、入札不調が移転や環状2号線整備の致命的な遅れとならないよう引き続き求めます。

- レポートは本会議(2月・6月・9月・12月)終了毎の発行を予定しています。
- 現在都議に支給される政務活動費では、チラシの全戸配布(26万戸)は年に一度が限度と試算しております。残り3回は、駅頭など演説時の配布、ホームページ、Facebook上での公開となります。ご容赦をお願いします。

🔍 滝田やすひこ

検索

